

社会保険の事務手続 令和7年度版 訂正

令和 7 年 5 月
社会保険研究所

本書に下記の誤りがありました。お詫びし、訂正させていただきます。

頁	箇所	訂正前	訂正後
119	「一定額を超える老齢年金からは所得税源泉徴収」 ◇源泉徴収が行われる人 6～7 行目	昭和 <u>34</u> 年 1 月 1 日 以前に生まれた人	昭和 <u>36</u> 年 1 月 1 日 以前に生まれた人

以上